

多摩市議会基本条例 検証結果報告書

はじめに

多摩市議会では、平成22年3月に市議会の最高規範としての「多摩市議会基本条例」を定めました。この条例は、市の意思決定機関である議会が、市民の負託に応えることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的として、その実現に向けた議会の責務や活動の原則などを定めています。

この条例の第25条では、「議会はこの条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において検証する」としており、令和6年9月に議会運営委員会において検証を開始し、議論を重ねる中で検証の結果がまとまったことから、委員会として報告するものです。

なお、条例第25条第2項には、「検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずる」としているため、今回の検証の結果を実行するため、来年度の議会運営委員会に申し送り、そこで実行に向けての議論を行うこととしました。

1 検証にあたって

令和2年に条例検証を行った後、検証結果に基づき、第25条1項の検証を議員の任期にあわせ4年ごととすることについて当時の議会運営委員会で決定し、令和3年10月4日付で議会基本条例を改正した。

このことに伴い、令和3年度以降の条例検証は、下表のとおり4年間を1サイクルとして行っていくこととなり、今回の検証は下記のサイクルに従って検証を実施した。

年度（西暦）	検証方法の検討	検証方法の確定・予算化	条例検証	検証結果への対応	備考
R2（2020）			○		
R3（2021）				○	半ば改選
R4（2022）	○				
R5（2023）		○			改選
R6（2024）			○		
R7（2025）				○	半ば改選
R8（2026）	○				

令和3年度は「検証結果への対応」として、先述の条例検証の1サイクルを含めて、前期から申し送られた検討事項を改めて整理し、令和3年第3回定例会において、条例及び要綱の改正を行った。

その他、上記の例規改正を伴わなかった検討事項については、優先順位をつけて対応を行うこととし、最終的に「市民への広報、説明責任」及び「市民参画と意見反映」について焦点を絞り、現状分析等の協議を行った。

その結果、前者の「市民への広報、説明責任」については、今後も機会を見て検討を進めていくという整理をした。一方、後者の「市民参画と意見反映」については、「市民意見を政策提案に結び付けるプロセス」をフロー図として整理し、合意された内容を以後の議会活動における基本的な流れとして共有することとした。

令和4年度は「検証方法の検討」を行い、前回の検証での課題やそれを解決するための手法の議論を進めた。具体的には令和2年当時の検証手法について改めて振り返りを行い、条例評価シートが適正であったか等の協議を深めた。

結論としては、検証に市民の声を入れるべきという意見等もあったが、基本的には前回の検証方法でよいという意見が多かったため、これらをまとめて次期議運に申し送ることとした。

令和5年度は「検証方法の確定・予算化」を行った。この年は改選後であったこともあり、前期申し送り事項の確認を入念に行い、翌年度の新たな予算化（新規レベルアップ）と並行して協議を深めた。

協議の中で、一部会派から、市民意見聴取のため、対面での意見を聴くための経費に関する新規レベルアップの提案もあったものの、最終的には、新規レベルアップ予算の計上は行わず、「従来の検証方法を踏襲しつつ、意見交換会を活用して、条例ではなく議会活動について市民意見を聴取する機会を作り、条例検証に活かせる部分は各議員が活かす」という結論に至った。

2 検証経過

令和6年度の検証経過の具体的な取り組みは下表のとおりである。

また、検証に際してはあらかじめスケジュールや評価の仕方（条例項目の意味と評価表の作り方）を改めて共有したことで、特に各会派意見の統一化において、スムーズな協議をすすめることができた。

※詳細は、別紙3を参照。

開催年月日	協議内容等
令和6年 5月 30日	検証方法は、令和5年に確認したとおり、前回の手法と同様に進めることを確認した。
8月 29日	条例検証のための評価シート様式に、各会派で条項毎に評価を記入してもらった上で、協議。
11月 5日	オブザーバーを除く委員で勉強会を開催し、評価基準や考え方等を再度共有し、評価の統一の協議を行った。
11月 8日	
11月 28日	勉強会を踏まえ、前回協議した各会派の評価を、議会の評価として示せるよう評価の統一について協議。
12月 19日	前回協議した内容を各会派持ち帰りとした上で再度協議し、議会基本条例の検証についての統一評価を確認。
令和7年 2月 21日	議会基本条例の検証についての評価を最終確認。

3 検証結果

今検証では、全会派一致した評価として示せるよう、各評価のコメントにはその評価にした理由や課題等を整理して記載した。

また、来年度の検討課題や申し送り事項とする必要がある場合は、その旨を記載した。

※詳細は別紙1を参照。

(1) 評価結果

評価	全体に占める割合	対象項目数	評価の目安*
A	60.94%	(39/64項目)	90~100%
B	32.81%	(21/64項目)	75~90%
C	1.56%	(1/64項目)	50~75%
D	0.00%	(0/64項目)	50%以下
評価せず	4.69%	(3/64項目)	評価できる項目でない
合計	100.00%		

※その条項に基づいて実行すべき取り組みの内、どの程度まで達成できているかという指標を数値で示したイメージ

(2) 評価内容等

- AとBの評価を合わせると全体の9割の項目が「条例に基づき実行している」という評価となった。
- 評価の結果、B・Cになったものに関する検討課題について、次期申し送り事項を含め対応を決めた。

(3) 評価表に関する注釈

①「取組の評価」についての注釈

- 取り組み状況及び成果の欄内に網掛けで「ポイント」として記載した項目は、その条項の規定で行うべき具体的事項であり、その達成度合いを評価の基準とした。

②「コメント」についての注釈

- AまたはBの評価としたものについても、取り組むべき課題や留意事項等が意見として挙げられたものはコメント欄に記載した。
- 評価理由に類するものだけでなく、評価とは別に今後取り組むべき課題や方針などについても記載している。

③条例改正に向けた検討または実施基準等の見直し検討についての注釈

- 条例改正に向けた内容の議論ではなく、検証の結果として、今後、条例改正等を検討する必要があるかどうかを示しており、その内容は各会派から出た意見に基づき、統一見解として整理したものを掲載している。

4 検証結果の実行

※詳細は別紙2を参照。

(1) 条例改正または実施基準等の見直しに向けた主な検討

- 今回の検証では唯一「C」評価とした第12条第3項の「文書による質問」の規定につい

て、次期の議会運営委員会に申し送りをする前に、今期の委員会において、具体的な実施手法等について、一定の方向性を整理することとした。

(2) 各会派の評価コメントに見られた主な検討課題

- 第3条（議会の活動原則）及び第4条（議員の活動原則）の規定等を中心に、条例検証時の評価コメントを整理の上、検討課題として重く受け止めた事項については、次期委員会への申し送り事項とした。

5 検証体制

議会運営委員会委員（7人）

	氏名	会派
委員長	大くま 真一	日本共産党
副委員長	池田 けい子	公明党
委員	池田 桂	日本共産党
	渡辺 しんじ	公明党
	岸田 めぐみ	ネット・社民の会
	きりき 優	自民党
	いいじま 文彦	

オブザーバー

	氏名	会派
2人会派	おにづか こずえ	あすたま・維新
1人会派	藤條 たかゆき	日本維新の会
	折戸 小夜子	多摩の風
	藤原 マサノリ	志政会
	しらた 満	青空りっけん
	しのづか 元	多摩みらいの会

正副議長

	氏名	会派
議長	三階 道雄	公明党
副議長	橋本 由美子	日本共産党

6 資料

別紙1 議会基本条例評価シート

別紙2 基本条例検証の結果を踏まえた次期委員会への申し送り事項

別紙3 令和3年度～令和6年度を1サイクルとする議会基本条例検証スケジュール

令和7年3月26日 多摩市議会議会運営委員会

議会基本条例評価シート

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
総則		—	
第1条	<p>目的</p> <p>この条例は、二元代表制のもと、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、多摩市自治基本条例(平成16年多摩市条例第1号)第8条に規定されている市の意思決定機関である議会が、市民の負託に応えることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とします。</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の評価では、その理由や課題について全会派（交渉会派）で協議し統一見解を示した。 ● 来年度の検討課題や申し送り事項とする必要がある場合は、その旨を記載した。 <p>1 「取組の評価」についての注釈</p> <p>(1) 今回の検証では、事前に各会派から集約した意見に基づき、条項で定められている取り決めが達成されているか否かの観点で、その達成度をA～Dの4段階で評価を行った。 また、実績等がなく評価できない条項については「評価せず」とし、コメントも割愛した。</p> <p>(2) 取り組み状況及び成果の欄内に網掛けで「ポイント」として記載した項目は、その条項の規定で行うべき具体的事項であり、その達成度合いを評価の基準とした。</p> <p>2 「コメント」についての注釈</p> <p>(1) A または B の評価としたものについても、取り組むべき課題や留意事項等が意見として挙げられたものはコメント欄に記載した。</p> <p>(2) 評価理由に類するものだけでなく、評価とは別に今後取り組むべき課題や方針などについても記載している。</p> <p>3 条例改正に向けた検討または実施基準等の見直し検討についての注釈</p> <p>(1) 条例改正に向けた内容の議論ではなく、検証の結果として、今後、条例改正等を検討する必要があるかどうかを示しており、その内容は各会派から出た意見に基づき、統一見解として整理したものを掲載している。</p>
第2条	<p>用語の定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長、固定資産評価審査委員会の委員長及び監査委員をいいます。</p> <p>(3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(5) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に規定する請願をいいます。</p> <p>(6) 陳情 多摩市議会会議規則（昭和47年多摩市議会規則第3号）第139条に規定する陳情をいいます。</p>	—	
第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則（議会の活動原則、議員の姿勢と活動原則）		—	

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第3条	議会の活動原則	—	—
	(1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。	<p>【取り組み状況】</p> <p>①執行機関への一般及び代表質問延べ人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問延べ人数（R3…81名、R4…80名、R5…89名） ・代表質問人数（R3…5名、R4…10名、R5…5名） <p>②予算決算特別委員会における延べ質疑回数と議会の評価提出件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算審査（R3…105名、R4…121名、R5…112名） ・予算審査（R3…102名、R4…120名、R5…138名） ・議会の評価（R3…0件、R4…1件、R5…0件） ・分科会の評価を通して市長に対して提案した <p>③第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会の設置</p> <p>④多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会の設置</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算における議会評価の提案により一部予算に反映できた。 ・全議員が予算・決算の審議に参加する形式を取っている。 ・決算審査の結果を予算に反映させる取り組みを行っている。 <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議案審議 <input type="checkbox"/> 委員会付託 <input type="checkbox"/> 予算決算審査における議会の評価 <input type="checkbox"/> 大きな事件に際しては特別委員会を設置して監視 <input type="checkbox"/> 所管事務調査の実施及び市への提言 <input type="checkbox"/> 代表質問、一般質問 等 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあったが、法令等に基づき評価・議決を行った。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>(2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <p>①意見書及び決議等（委員会提出議案及び議員提出議案）の回数 ・（R3…12件、R4…10件、R5…25件）</p> <p>②所管事務調査の回数 ・（R3…3件、R4…3件、R5…4件）</p> <p>③議案の修正提案件数 ・（R3…1件、R4…0件、R5…1件）</p> <p>④議会の評価提出件数 ・（R3…0件、R4…1件、R5…0件）</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定には至らなかったが、条例提案を目指す取り組みが生まれている ・国や都に対して意見書等の提出にいった。 <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <p><input type="checkbox"/>意見書 <input type="checkbox"/>決議 <input type="checkbox"/>所管事務調査及び提言</p> <p><input type="checkbox"/>修正可決 <input type="checkbox"/>付帯決議 <input type="checkbox"/>予算決算審査における議会の評価</p> <p><input type="checkbox"/>研修の実施 <input type="checkbox"/>行政視察 <input type="checkbox"/>団体との意見交換の実施</p> <p><input type="checkbox"/>インターネットの活用（議会タブレット端末の活用） 等</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ねの取り組みはできているが、この3年間では具体的な条例立案等までは至っていない。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>(3) 意思決定に当たって、議員間の自由闊達(かつたつ)な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <p>①意見書、決議(委員会提出議案及び議員提出議案)に対する質疑・討論の回数 ・(R3… 1件、R4… 0件、R5… 0件)</p> <p>②意見書等は本会議最終日前の代表者会議で意見交換を行い、合意形成を行っている。</p> <p>③決算の議会評価を市長に提出 ・(R3… 0件、R4… 1件、R5… 0件)</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書や決議など、合意形成が一定程度図られている。 各会派からの意見書を真摯に討議し、国や都に対して意見書を提出することができた。 委員会単位で勉強会を多数開催し、この場合においても大いに議論し合意形成を図ってきた。 <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <p><input type="checkbox"/>委員会を中心とした議論</p> <p><input type="checkbox"/>意見書・審議の合意形成 等</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間の討議は日常的に行っているが、議員が積極的に意見できていない場面もあったため、今後もより闊達な議論の上で合意形成しやすい土壌を作っていく。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>(4) 市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見を反映すること。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <p>①議会報告会及び意見交換会の開催回数（参加人数）</p> <p>R3.4.20 春の議会報告会オンライン（視聴回数：700回）</p> <p>R3.11.5 秋の議会報告会オンライン（視聴回数：197回）</p> <p>R4.5.9 春の議会報告会オンライン（視聴回数：325回）</p> <p>R4.11.1 秋の議会報告会オンライン（視聴回数：175回）</p> <p style="text-align: right;">※</p> <p style="text-align: center;">※視聴回数はR6.5.9時点のカウント数</p> <p>R5.11.28 意見交換会（子ども教育常任委員会）（9人）</p> <p>R5.11.29 意見交換会（子ども教育常任委員会）（6人）</p> <p>R6.1.11 意見交換会（健康福祉常任委員会）（8人）</p> <p>R6.1.17 意見交換会（子ども教育常任委員会）（12人）</p> <p>R6.1.18 意見交換会（子ども教育常任委員会）（13人）</p> <p>R6.1.23 意見交換会（生活環境常任委員会）（6人）</p> <p>R6.1.25 意見交換会（総務常任委員会）（9人）</p> <p>②請願・陳情・政策提案の受付件数 （R3… 24件、R4… 24件、R5… 11件）</p> <p>③委員会での市民発言希望届受付件数 （R3… 14件、R4… 18件、R5… 7件）</p> <p>④各委員会で意見交換を実施した回数 （R3… 3回、R4… 3回、R5… 3回）</p> <p>⑤夏休み子ども議会探検の開催 （R3～R5… 0回）</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各員会のテーマに基づき具体的な意見を聞くことができた。 <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <p><input type="checkbox"/>YouTube 配信 <input type="checkbox"/>会議録、要点録の公開 <input type="checkbox"/>意見交換会の実施</p> <p><input type="checkbox"/>オンラインを活用した議会報告 <input type="checkbox"/>請願・陳情等の審議 等</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでも開かれた議会運営は努力して取り組んできたが、「多様な」市民参加については更に取り組みを進める必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p style="text-align: center;">要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	(5) 市民にわかりやすい議会運営に努めること。	<p>【取り組み状況】</p> <p>①会議録の作成と公開方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録検索システムアクセス数 (R3…7, 415件、R4…9, 865件、R5…10, 064件) <p>②インターネットによる議会中継と傍聴者数(R6.5.16時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会中継(R3…24,616回視聴、R4…31,178回視聴、R5…38,363回視聴) <p>③議会だより年間発行回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(R3…5回、R4…4回、R5…5回) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても会議の様子・結果を市民に伝えることができた <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議運・代会・予決特理事会の公開 (YouTube 配信) <input type="checkbox"/> 多摩市議会だより編集会議の設置・運営 <input type="checkbox"/> 公式ホームページと Facebook の更新 等 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が議会の活動を知るための環境は十分整えられてきたが、更に分かりやすい議会運営となるよう努めていく。 ・「更に分かりやすい」とはということなのか、誰を対象とするのか(子ども、高齢者など)という指針を明確にすべきではないかという意見があり、次期申し送りとした。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
第4条	議員の活動原則	議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。	—

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>(1) 議会における意思の表明に当たっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。</p>	<p>①常任委員会において、陳情審査の冒頭に市民発言を行い市民意見の聴取を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民発言 (R3…14名、R4…18名、R5…7名) <p>②常任委員会で所管事務調査を行い、調査研究を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務常任委員会 (R3.6～ 市民が望む庁舎建て替えについて) (R5.12～ 市民生活と市の業務に関するDXについて) 健康福祉常任委員会 (R3.6～ 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例(多摩市障がい者差別解消条例)について) (R5.12～ 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援について) 生活環境常任委員会 (R3.6～ 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について) (R5.12～ 地域公共交通について) 子ども教育常任委員会 (R3.6～ GIGA スクール構想について) (R5.12～ 子ども・若者への支援について) <p>③各会派での視察</p> <p>④会派主催の議会勉強会</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査活動や市民意見聴取の取り組みが行われている。 上記の議会組織としての取り組みの他、議員個人又は会派としての取り組みが行われている。 <p>【ポイント】独自の調査研究及び市民意見の聴取とは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議員としての通常活動における、市民との対話・地域活動 <input type="checkbox"/> 他市の事例を調べ、多摩市に当てはめ整理する <input type="checkbox"/> 予算・決算審査や一般質問等の準備行為 <input type="checkbox"/> 政務活動費を活用した活動 等 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員として様々な市民意見を日常的に聴取するほか、委員会を単位とした市民との関わりも充実させた。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>(2) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <p>①委員会での陳情・議案等に対する委員間の意見交換により、自由な討議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各委員会で意見交換を実施した回数（R3… 3回、R4… 3回、R5… 3回） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換がおこなわれた。 委員会の勉強会や意見交換会で情報共有することができ、かみ合った議論ができた。 代表者会議における意見書の協議等において、合意形成を行っている。 <p>【ポイント】「自由な討議」をどう捉えるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> これを行う場・時は確保できたか。 <input type="checkbox"/> 相手を尊重した上で、相手の話を傾聴し、意見をのべることの繰り返し原則ではないか。 <input type="checkbox"/> 議員の発言を批判・非難・否定することは、建設的な議論と言えるのか。 等 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍ではあったが、定例会等の会議における自由な討議の他、閉会中もICTの活用等により、意思疎通や情報の共有、意見交換を行う事が出来た。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>(3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、多摩市議会政治倫理条例（平成8年多摩市条例第28号）を遵守すること。</p>	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和5年度までの3年間で条例違反の実績なし。 ・令和5年7月、現職議員の著作権侵害事件が発覚したことに伴い、全議員研修を経て、議会全体としての情報リテラシー向上を図り、令和6年2月に「多摩市議会における知的財産権侵害防止に関する基本指針」を定めた。 ・令和6年2月、議会中継を見た市民の方から多摩市議会に意見が寄せられた。内容として大きくは、「答弁に出た職員に対して人権的にどうかと思うような聞くに堪えない言葉を使って質疑を行っていることがあるため、市民の代表としての自覚をもった言動を」というような主旨であった。 <p>このことから、議会運営委員会及び本会議冒頭において、議長から注意喚起がされた。</p> <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <p><input type="checkbox"/>コンプライアンス（発言、人権）</p> <p><input type="checkbox"/>見た目（礼儀、TPOに合わせた服装） 等</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の遵守は行われたが、言動や服装など、市民の代表者としてふさわしい品位について、他市の規則や申し合わせについて調査し改善する必要がある。この点について次期申し送り事項とする。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
<p>(4) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表者でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自、地域、団体の特定利益を誘導するような行動は見受けられなかった。 ・ただし、利益誘導ではないが、最近特定の企業名を含む発言が増えている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会などで一部の地域や団体だけではなく、幅広い意見を聞くことができた。 <p>【ポイント】以下の取り組みができているか</p> <p><input type="checkbox"/>一部の団体や地域に関する要望が多くなっていないか。</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの事例として、また参考に地域課題や特定団体の抱える課題について取り上げることはあるが、提言・提案等においては市全体（市民全体）のこととして整理するよう注意している。 ・現在の条文には「市民全体の福祉の向上を目指して」とあるが、活動の目標は、市民の福祉の向上だけではなく「市の発展」もあるため、条文の改正が必要ではないかという意見があった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>改正の要・不要は次期申し送り事項とする</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第3章 市民とともに考え、行動する議会（議会への市民参画）		—	—
第5条	<p>情報共有と市民意見の把握</p> <p>議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ ② 議会だより ③ Facebook ④ 議会報告会及び意見交換会 ⑤ 多摩市の便利な本 ⑥ YouTube の配信 <p>（令和2年第4回定例会から、定例会・臨時会・予決特の字幕表示を開始。 また、本会議の一部で手話通訳を実施した （R2年第4回定例会試行、令和3年第2回定例会から本実施）</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のツールにより情報発信ができた ・ホームページに常任委員会の要点記録を掲載することを始めた <p>【ポイント】「説明責任」をどう捉えるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 可能な限り、市民に伝える努力をしているか。 <input type="checkbox"/> コンプライアンスの観点で、常日頃、説明がつく言動をしているか。 <input type="checkbox"/> 議員活動の見える化を率先して実施しているか。 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信のツールについて、ICT推進化プロジェクトチームを中心に発信数の増・鮮度感ある投稿、発信の媒体の系統について継続的な研究が必要。 ・発信してもそれを受けてもらわなければ効果は出ない。「どうやって市民に届けるか」「興味を持っていただくか」という視点を大切にしつつも、ツールに振り回されないように取り組む必要がある。 ・研究が必要。 ・子ども、障がい者、高齢者などで市政に関する情報を得にくい人々に対して、更に工夫が必要ではないか。HPのキッズページを充実させる、年に何回かは市議会だよりの「わかりやすい版」を作るといった試みを検討する必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果						
<p>2 議会は、原則としてすべての会議（議長等が正式に招集したものをいいます。）を公開するものとし、あらかじめ市民に周知するよう努めなければなりません。なお、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければなりません。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 会議の公開方法（傍聴、インターネットによる議会中継の実施、会議録の作成・公開）</p> <p>② 会議の周知方法（ホームページ、議会だより、Facebook等）</p> <p>③ ポスター掲示</p> <p>④ 議会YouTubeアクセス数</p> <table border="1"> <tr> <td>2021年</td> <td>24,616回</td> </tr> <tr> <td>2022年</td> <td>31,178回</td> </tr> <tr> <td>2023年</td> <td>38,363回</td> </tr> </table> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月9日現在 Facebook フォロワー数 564件 ネット中継は徐々にだがアクセス数が上がっている <p>【補足】</p> <p><input type="checkbox"/> 議運をはじめ、代表者会議・予決特理事会・委員会協議会等、正式な会議で公開しないものはあったか。</p> <p><input type="checkbox"/> あったとすれば、その理由を明確にしたか。</p>	2021年	24,616回	2022年	31,178回	2023年	38,363回	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 正式な会議については、すべて事前に周知し、公開している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
2021年	24,616回							
2022年	31,178回							
2023年	38,363回							

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>3 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、必要に応じて次に掲げる方法その他適当と認める方法を用いるものとします。</p> <p>(1) 議会報告会の実施 (2) 意見交換会の実施 (3) パブリックコメントの実施 (4) アンケート調査等の実施</p>	<p>【取り組み状況】</p> <p>①議会報告会及び意見交換会を春と秋の年2回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3、R4の議会報告会は、春も秋もオンラインで実施した。 ・秋の意見交換会 (R5.11.28 子ども教育常任委員会) (R5.11.29 子ども教育常任委員会) (R6.1.11 健康福祉常任委員会) (R6.1.17 子ども教育常任委員会) (R6.1.18 子ども教育常任委員会) (R6.1.23 生活環境常任委員会) (R6.1.25 総務常任委員会) ・令和3年度決算審査での「議会の評価」において、ホームページ等で市民意見を募集した <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)(2)はできている。 ・(3)(4)は対象とすべき案件がなかった。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的なアンケートは実施していないが、インターネットによるアンケートの実施・活用について、ICT化推進プロジェクトチームで実施に向けて検討中である。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>4 議会は、前項の規定による市民意見を把握するに当たっては、意見表明の機会を十分に活用できない市民の意見等も含め、市民全体の意向を把握するように努めなければなりません。</p>	<p>【取り組み状況】 多摩センター商店会や TAMA 認知症介護者の会 いこいの会、桜ヶ丘の移動を考える会、子ども食堂や園長会等にこちらから意見を聞くような働きかけができた。</p> <p>【成果】 ・各団体の状況が把握できた</p> <p>【ポイント】「意見表明の機会を十分に活用できない市民」とは (参考)十分に活用できる市民の例 (陳情者、議員に直接連絡や相談ができる個人・団体、事務局への来局者、議会報告会等のアンケート回答者、その他情報を取りに行く人等)</p> <p>⇒換言すれば、上記に当てはまらない人に対して、何か働きかけをしているかがポイント。 例)障がい者、子ども、議会に興味のない人等</p>	<p>1 取組の評価 A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント ・意識しないと意見を反映できないような人たちの意見も、積極的かつ丁寧に拾っていく努力をしていく。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第6条	市民からの政策提案等	<p>議会は、市民等からの請願及び陳情を政策提案等として受け止め、適切、誠実にこれを審議又は委員会で審査するものとします。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 請願及び陳情の審査件数</p> <p>審査件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願 (R3~R5… 0件) ・ 陳情 (R3… 14件、R4… 17件、R5… 6件) ・ 郵送陳情 (R3… 9件、R4… 5件、R5… 4件) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて調査活動を行い情報共有ができた。 ・ 陳情者が委員に説明する機会を設けた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての請願等について、法令及び会議規則並びに委員会条例等に基づき、委員会において、適切・誠実に審査している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 市民は、前項に規定するもののほか、議会に多摩市に関する政策提案等を提出することができるものとし、議会は、政策提案等を所管する委員会を決定し、多摩市議会委員会条例（昭和47年多摩市条例第29号）の規定に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 政策提案の審査件数</p> <p>審査件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案 (R3… 1件、R4… 2件、R5… 1件) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの政策提案がおこなわれている ・ 必要に応じて委員会で調査活動を行い情報共有ができた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民からの政策提案も実績があり、いずれも条例に基づき、適切・誠実に審査している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	3 委員会の委員長は、当該委員会に諮り、必要に応じて、市民の発言を許可することができます。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 委員会での市民発言回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民発言（R3… 14名、R4… 18名、R5… 7名） <p>② 審査前にも陳情者の意見を直接聞くなども行った。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民発言の機会が担保される ・陳情者の声を直接聞くことができた 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の発言は「多摩市議会の委員会における市民の発言に関する要領」に基づき実施している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
第7条	広報活動の充実 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとしてします。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① ホームページ</p> <p>② 議会だより</p> <p>③ Facebook</p> <p>④ 議会報告会及び意見交換会</p> <p>⑤ 多摩市の便利な本</p> <p>⑥ Youtube</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な取り組みが行われている ・障がい者に対する取り組みとして、令和2年第4回定例会から、定例会・臨時会・予決特の字幕表示を開始し、本会議の一部で手話通訳を実施した（手話通訳はR2年第4回定例会施行、令和3年第2回定例会から本実施） 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を充実させる取り組みの姿勢は十分であるが、SNSの鮮度や媒体については、研究を続けていく。 ・子ども・障がい者向けの対策のほか、市民が資料にアクセスしやすいような働きかけも必要。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会（市長と議会の関係）		—	—
第8条	議決事項の追加	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の議決すべき事件を定める条例（R3.12.21）を議決した <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同条例の第2条で「多摩市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする」と定め、後の令和6年に第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会を設置し、同構想を議決した。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果にあるとおり取り組んでいる。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 議会は、前項の規定により議決事項を追加又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の議決すべき事件を定める条例（R3.12.21）を議決した。 市側からの提案に対し質疑を行い、全会一致で合意した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同条例の第2条で「多摩市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする」と定め、後の令和6年に第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会を設置し、同構想を議決した。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由及び根拠を明確にし、議決した。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第9条	決算・予算の連動	<p>議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行わなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年から4常任委員会を決算特別委員会の分科会に位置付け、それぞれの委員会ごとに評価対象事業（施策）を定めて評価を行っている。 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環で中止した。 令和5年度は六次総や庁舎建替等の喫緊の課題に対応するために、行わなかった。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の評価を行い、予算への反映や様々な対応がなされた 委員会ごとに評価対象事業で予算確保につながった。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策等により、やむを得ず中止した年度もあったが、令和4年度についてはコロナ禍であっても手法等の工夫によって評価を実施できた。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を、市長に明確に示さなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月定例会で「議会の評価」を明示している 令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環で中止した。 令和5年度は六次総や庁舎建替等の喫緊の課題に対応するために、行わなかった。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全会一致で「議会の評価」が出され、予算への反映や様々な対応がなされた 委員会ごとに評価対象事業で予算確保につながった。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価手法及び評価表については4年の評価サイクルの中で見直しており、条文にあるとおり明確に示し、市長より回答を得ている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9月定例会で示された「議会の評価」に対する予算措置を翌3月定例会で報告している 令和3年度及び令和5年度は「議会の評価」が出されなかったため、予算措置の報告もなし。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算への反映や様々な対応がなされた。 評価対象事業で十分とは言えないが予算確保につながった。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでも市側には、議会の評価に対して真摯に対応して頂いているが、指摘内容が予算に十分反映されたかという点においては、疑問が残る部分もあり、予算決算特別委員会理事会において、一部の委員から「再評価も必要ではないか」という意見も出ていた。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
第10条	資料提供 議会は、政策形成過程の透明性を図るため、市長等に、必要な情報提供を求めることができます。	<p>【取り組み状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般質問資料要求 ② 決算資料要求 ③ 予算資料要求 ④ 委員会における資料要求 ⑤ 委員会での勉強会 ⑥ 全議員説明会 ⑦ 各課情報提供 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間の情報共有ができた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算決算及び施策全般にわたって概ね必要な資料提供を求めている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
		<p>2 市長等は、前項の情報提供の求めに対して、速やかに対応するよう努めるものとし ます。</p> <p>【取り組み状況】【成果】 ・議会から市側への資料要求について、議会運営委員会で協議した期日までに速 やかに対応している。</p>	<p>1 取組の評価 A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント ・1項の定めによる求めに十分に対応頂いている。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要</p>
第11条	会期の弾力的運用	<p>議長は、必要な会期を第17条第1項の規定 による議会運営委員会に諮り、本会議におい て決定するものとします。</p> <p>【取り組み状況】 ・会期は本会議初日前に開催している議会運営委員会に諮り、本会議初日に決定 している。</p> <p>【成果】 ・出来ているので特になし</p>	<p>1 取組の評価 A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント ・法令通り常に行っている。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	2 議長は、前項に規定する会期の決定に当たっては、市長による専決処分が最少限になるよう努めるものとします。	<p>【【取り組み状況】】</p> <p>① 閉会中においても市長からの申し出により、臨時会を招集して議案審議を行い、市長による専決処分が最少限になるよう努めている。</p> <p>② 地方自治法第101条に基づく臨時会の開催件数 (R3… 3回、R4… 3回、R5… 1回)</p> <p>③ 専決処分については、事前に議会に対して説明があり、また、次の定例会において報告を受けている。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要最小限になっている。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 専決処分はあったものの、選挙や災害対応等急を要するものが大半であり、可能な限り、臨時会を開催するなど対応している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	3 議長は、地方自治法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を積極的に行使するよう努めなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第101条第2項の規定に基づく臨時会の開催件数 (R3… 1回、R4… 0回、R5… 1回) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な臨時会は適宜に行われた 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会人事を決めるなど必要に応じて、議長は臨時会の招集請求権を行使した。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第12条	議員の質問・質疑及び市長等の反問	<p>議員は、定例会本会議において一般質問又は代表質問をすることができます。</p> <p>【取り組み状況】</p> <p>① 一般質問の延べ人数、問数 ・(R3…85名、161問、R4…76名、139問、R5…91名、182問)</p> <p>② 代表質問の延べ人数、問数 ・(R3…5名、5問、R4…10名、10問、R5…5名、5問)</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問・代表質問が活発に行われている ・多くの議員が積極的に取り組んできた 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎定例会において、事前の調査等を経て、ほぼ全議員が行っている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 市長等及び市長等から委任を受けた者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 直近3年間での反問回数 ・(R3～R5…0問)</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問の機会が保障されている 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反問権を行使する事例はなかったが、制度として整理されているので議会としての取り組みは十分である。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	3 議員は、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができます。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 書式はあるが実績はない 文書質問の実施については、令和4年度から令和5年度にかけて、議運で協議を行った。 (令和5年の改選時に申し送り事項とし、令和5年11月から協議再開) 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営委員会でも協議されたとおり、具体的な実施手法等について検討する必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
	4 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、速やかに文書により答えなければなりません。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>評価せず</p> <p>2 コメント</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	5 議員は、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深めるために質疑を行うものとしします。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <p>① 本会議での質疑件数 ・(R3… 51回、R4… 62回、R5… 112回)</p> <p>② 臨時会での質疑件数 ・(R3… 11回、R4… 3回、R5… 0回)</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>・質疑は出来ているが、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深める立場で更に努力を続ける必要がある。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要</p>
第5章 討議による合意形成で創造的に意思決定する議会（議論するしくみをつくり議会の機能を高めます。）		—	—
第13条	討議の原則 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとしします。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <p>・行っている。</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>・委員会を中心として行っている。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 委員会での意見交換実施回数 ・(R3… 3回、R4… 3回、R5… 3回)</p> <p>② 第六次多摩市総合計画基本構想特別委員会 ・(R5.6.30 から R5.10.3 まで)</p> <p>③ 多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会 ・(R5.10.3 から R7.3.28 (予定) まで)</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会を中心として、議案審査など議員間討議が行われている 委員会の勉強会も含め活発に行われた 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会等でかなり意見交換ができていると思うが、今後も常に議論することを意識し、努力を続けていく必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第14条	調査・政策立案 議会は、地方自治法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による調査を必要に応じて活用しなければなりません。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし。 <p>【補足】「調査」とは具体的にどのようなものを指すのか ⇒議案の審議等に関する調査のため、必要な専門的事項に関連する調査を学識者等にさせること（議決を要する）。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 他市で多いのは、議会基本条例の設置・運用・検証等に専門家の知見を入れる等。 類似例として、多摩市では、平成29年のパルテノン多摩改修問題特別委員会において、改修方針（建物の課題等）について事業者に業務委託をした。 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の例のとおり、必要に応じて予算を確保し、実施できる。 「必要に応じて活用しなければならない」という文言は訂正する必要があるのではないかという意見があったが、早急に訂正が必要なものではないため、他の件について条例改正が必要になった時に、合わせて検討することとした。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>2 議会は、地方自治法第115条の2及び同法第109条第5項において準用する同法第115条の2に規定する公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用しなければなりません。</p>	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし。 <p>【参考】</p> <p>公聴会… 重要案件について直接市民に意見を聴くため常任委員会として行うもの。</p> <p>参考人制度… 委員会の審議のため、利害関係者や学識者の意見を聴くもの。</p> <p>※平成5年～令和3年までに12回実施。</p>	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響もあり今回の期間で実施していないが、常に行う事が出来る。 1項と同様に、「必要に応じて活用しなければならない」という文言は訂正する必要があるのではないかという意見があったが、他の件について条例改正が必要になった時に、合わせて検討することとした。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
<p>3 議会は、政策立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果を市民に公表、報告しなければなりません。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 所管事務調査報告書を本会議及びホームページ、議会だより、行政資料室で報告 ② 特定事件調査報告書を本会議及びホームページ、議会だより、行政資料室で報告 ③ 特別委員会報告を本会議及びホームページ、議会だよりで報告 ④ 議会の評価をホームページ、議会だより、行政資料室で報告 ⑤ 意見交換会実施報告を本会議及びホームページ、議会だより、行政資料室で報告 ⑥ 全議員研修を実施し、議会だよりで報告（※R3を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・（R3…1回、R4…1回、R5…1回） ⑦ 行政視察を実施し、議会だより、行政資料室で報告 <ul style="list-style-type: none"> ・（R3…4ヶ所、R4…7ヶ所、R5…8ヶ所） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査・研修及び視察の成果により、質問を通して要望や提案はできた。 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 4常任委員会において、その任期である2年間の取り組みテーマを決め、取り組み手法を定めた上で、成果を目指して、調査・研修・視察を行い、すべて市民に公表している。 令和6年度には4常任委員会とも、2年間のテーマを所管事務調査に位置付けた。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文	具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
<p>4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要な機関を設置することができます。</p>	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 <p>【参考】「機関」について</p> <p>他市の事例では「議決により、議会が学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる」と定めているところが多いが、近隣での実績はない。 都内での例)板橋区、調布市、小平市、あきる野市</p> <p>その他の例として、三重県議会では附属機関又調査機関を設置することができる」と規定しており、付属機関では「三重県議会議会改革諮問会議」、調査機関では「財政問題調査会」を設置している様子。</p> <p>なお、議会に附属機関（審査会、審議会等）を設置することについては、総務省は「議会は合議制の議事機関であり、その構成員である議員自ら多様な意見を議会に反映させる責務を負っているものであり、その機能を付属機関に委ねるのは適当ではない。」等の理由により否定的な見解を示している。</p> <p>また、本条例に基づき設置された機関ではないが、これに類するものとして「多摩市議会政治倫理審査会」が挙げられる（多摩市議会政治倫理審査条例第4条に基づく、議長の附属機関）。</p>	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討 要 不要</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">評価せず</div>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第15条	委員会の運営	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 所管事務調査の実施実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会 (R3.6～ 市民が望む庁舎建て替えについて) (R5.12～ 市民生活と市の業務に関するDXについて) ・健康福祉常任委員会 (R3.6～ 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例(多摩市障がい者差別解消条例)について) (R5.12～ 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援について) ・生活環境常任委員会 (R3.6～ 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について) (R5.12～ 地域公共交通について) ・子ども教育常任委員会 (R3.6～ GIGA スクール構想について) (R5.12～ 子ども・若者への支援について) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会として審査に必要な調査活動はできた 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案にまでは至らなかったが、第14条第3項のとおり、調査研究は積極的に行った。 ・むやみに条例や決議を作ればいいということではないが、調査の過程で政策提案に結びつくような課題を見つけるよう努めていく必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p> <p>※市の組織上の所掌変更に伴い、常任委員会の名称及び所掌を検討すべきという意見については、委員長より別途議運で報告することとした。</p>
	2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での陳情等審査冒頭で市民発言を実施し、必要に応じて議員間の意見交換を実施。 ・市民発言 (R3…14名、R4…18名、R5…7名) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陳情者の意見だけでなく、各団体との意見交換会も積極的にでき、行政側の説明以外に具体的な課題なども共通認識することができた。 	<p>1 取組の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分 <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みはできているが、今後とも積極的な意見聴取、討議に努めていく必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
3	委員会は、市民等との情報共有及び意見の聴取のために、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会ごとの意見交換の様子を、以前は議会だより最終ページ「市民と議会」で掲載していたが、令和3年度から、コロナ禍のため委員会毎の掲載はなし 委員会で市民等との意見交換会等の実施 <p>(R5.11.28 子ども教育常任委員会) (R5.11.29 子ども教育常任委員会) (R6.1.11 健康福祉常任委員会) (R6.1.17 子ども教育常任委員会) (R6.1.18 子ども教育常任委員会) (R6.1.23 生活環境常任委員会) (R6.1.25 総務常任委員会)</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体との意見交換会も積極的にでき、具体的な課題なども共通認識することができた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で難しかったが、令和5年度からは相当な頻度で取り組んでいる。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
4	委員長は、十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営を行うものとします。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長に対して不信任等が出なかった。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である B 概ねできている C さらなる取組が必要 D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正公平な委員会運営をしていない事例はなかった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第16条	議長及び副議長	<p>議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければなりません。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び先例等に基づき公平公正な議会運営に努めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議長に対して不信任等はなく、各会派や委員長への気配りや情報の共有も十分に行った。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 正常な議会運営が出来ている。 不断の努力として、議長は今後も公平公正な議会運営に努めなければならない。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び先例等に基づき公平公正な議会運営に努めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各会派や委員長への気配りや情報の共有も十分に行った。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 議長の活動としては十分である。 一部委員より、委員会に議長が所属し報告することについて、見え方として中立性に疑問を持たれる場合もあるという意見があった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	3 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選ばなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 「多摩市議会の議長及び副議長の選出方法等に関する取扱要領」、に基づき行っている。</p> <p>② 選挙方法は多摩市議会会議規則第1章第4節の規定に基づき行っている。</p> <p>③ 自治法第103条第2項では、議長及び副議長の任期は議員の任期によるとしているが、多摩市議会では先例で議長及び副議長の任期を2年としている。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選出の選挙ができた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多摩市議会の議長及び副議長の選出方法等に関する取扱要領」に基づき行った。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	4 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐します。	<p>【取り組み状況】</p> <p>半ば改選時の正副議長選挙の際には、議長が辞職するため副議長が議事進行を行う。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できている 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長が事故あるときに本会議で副議長が議長に代わり進行等も行っており、また、市側からの重要案件の報告等は正副議長で対応している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第17条	議会運営委員会及び代表者会議	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置済み。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定通りに運営を行った。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置している。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
	2 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて代表者会議を活用することができます。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 申し合わせで定められている代表者会議の所管事項のとおり（議会人事、選挙後の代表者会議での協議、定例会中の意見書等の調整等）</p> <p>② 代表者会議の開催実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（R3… 6回、R4… 12回、R5… 8回） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会人事など議会運営に必要な件について活用している。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会毎に活用し、意見書の提出等を行っている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第18条	会派	議員は、会派を結成することができます。	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>・一人会派が増えているが、全員が会派に属している。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
		2 会派は、共通の理念をもつ政策立案を行うものであって、政策立案に資するための調査研究に努めなければなりません。	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>・各会派とも調査研究は行っているものの、政策立案に資する視点を念頭に今後も努めていく。</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
	3 議会は、議会運営に当たって、会派間の公平性を確保しなければなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 議会運営委員会及び代表者会議では、1人会派のオブザーバー参加を認めている。</p> <p>② 一般質問や決算審査、予算審査では議員1人ごとに持ち時間を配分し公平性を確保している。</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令及び条例等に基づき行っている。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営に当たっては、交渉会派での協議が基本であるが、一人会派、二人会派（非交渉会派）も、議会運営委員会等においてオブザーバーとしての出席を認めている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
第19条	政務活動費 会派は、多摩市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年多摩市条例第1号）に基づき交付された政務活動費を活用して、議員の調査研究及び政策立案に資するものとし、その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たさなければなりません。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩市議会のホームページで公開している。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 他市の事例も参考にしながら、政務活動費の情報公開の仕方をさらに研究していく必要がある。 政務活動費については、代表者会議において協議を進めている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第20条	議会事務局	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置済み。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長の統理する事務を行っている。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
	2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① 修正案の作成、議会費の補正予算案の作成等補佐を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正案（R3…1件、R4…0件、R5…2件） ・議会費の補正予算案（R3…3件、R4…3件、R5…2件） <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会を中心にした活動の補佐をした。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案、調査活動を行う各常任委員会の所管事務調査等において補佐を担っている。 ・今後、情報収集と調査活動について、さらに力が入られるような体制も検討すべきという意見があった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第21条	議会図書室	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <p>多摩市役所本庁舎建替基本計画特別委員会で行政視察を行う際、他市の管理運営を調査した。</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のルールの上で、議会図書室としては適正に管理しているが、活用が少ない課題もある <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩市役所本庁舎建替基本計画（議会エリア）議会案では、「議会エリアに単独で設置するのではなく行政資料室と一体化が望ましい」とした。 上記の件について、図書館と意見交換を行った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に、議会フロアの設計の与条件として議会図書室の条件も検討予定。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、本庁舎建替基本計画で行政資料室との一体化等が検討されており、それに併せて図書室の効果的な使い方等を整理していく予定である。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
第6章 議員の身分、待遇等		—	—

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第22条	議員定数	<p>議員定数は、第3条に定める「議会の活動原則」に沿った、議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、多摩市議会議員定数条例（平成11年多摩市条例第41号）により定めるものとします。</p> <p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定めている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 問題なく運営できた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 条例通りの定数で問題なく運営できた。 • 現状の議員定数がふさわしいか、今後検討していくべきではないかという意見もある一方、多様性を失わないためにも慎重に検討すべきという意見もあった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を聴取したうえで決定するものとします。	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実績なし。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p> <p style="text-align: center;">評価せず</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果	
第23条	議員報酬	<p>議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年多摩市条例第10号）に定めるものとします。</p>	<p>【取り組み状況】【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報酬等審議会に諮っている。 • 定めている。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 条例には定めているため、取り組みは十分とした。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>
	2	<p>議員報酬の改正の決定に当たっては、多摩市特別職報酬等審議会条例（昭和43年多摩市条例第30号）第2条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、市政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとします。</p>	<p>【取り組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報酬等審議会に諮っている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、令和6年第1回定例会で一部改正案が上程され、総務常任委員会に付託の上、本会議最終日に否決した。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> • 報酬等審議会に諮ってはいるが、その意見を議会が否決していることに関して、報酬等審議会の存在意義が問われるのではないかという意見があった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要</p> <p>不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第7章 最高規範性及び見直し手続		—	—
第24条	他の条例等との関係	<p>この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。</p> <p>【取り組み状況】・【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例に基づき運営できた 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人議員研修などで、定期的に議会基本条例を学ぶ時間を十分にとる必要があるという意見があった。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはなりません。	<p>【取り組み状況】</p> <p>① この3年間で制定・改正した議会に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市議会基本条例（R3…1件、R4…0件、R5…1件） ・多摩市議会委員会条例（R3…1件、R4…0件、R5…1件） ・多摩市議会個人情報保護条例（R4…1件、R5…1件） <p>② この3年間で廃止した議会に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正は本条例に基づきできた。 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例等の改正において本条例に反していないため、取り組みは十分である。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>

条文		具体的な取り組み状況及び成果 令和3年度から令和5年度までの3年間の状況	検証結果
第25条	条例の見直し等	<p>【取り組み状況】</p> <p>令和2年度の検証結果を踏まえて、令和3年の議会運営委員会で改正を確認した。</p> <p>【成果】</p> <p>令和3年9月に条例を改正し、条例の見直しは「おおむね4年ごと」に行うものと定めた。</p>	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回も条例通り検討を行っている。 ・見直しの前提として、まず市民の認知度を高めたい。そのための議会側の努力を続けていく必要がある。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
	2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとします。	<p>【取り組み状況】</p> <p>令和3年9月に条例改正。</p> <p>【成果】</p> <p>以下のとおり改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条第3項に定める市民意見の把握方法について、多様な手法を選べることとする ・第9条第1項に定める議会の評価について、災害時等の例外規定を設ける ・第25条第1項に定める条例の見直しについて、「おおむね4年ごと」に行うものと定める 	<p>1 取組の評価</p> <p>A 取組は十分である</p> <p>B 概ねできている</p> <p>C さらなる取組が必要</p> <p>D 取組が極めて不十分</p> <p>2 コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績として条例改正も行っているため、取り組みは十分である。 <p>3 条例改正に向けた検討 または実施基準等の見直し検討</p> <p>要 不要</p>
第8章 補則		—	—
第26条	委任	この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。	—

議会基本条例検証の結果を踏まえた次期委員会への申し送り事項について

検証時のコメントで検討課題が挙げられたものを下表のとおり抜粋（次期申し送り事項に該当するものに「◎」）

No.	条項・項目	評価	コメント	申し送り	対応等
1	議会の活動原則 第3条第2項	B	・概ねの取り組みはできているが、この3年間では具体的な条例立案等までは至っていない。		
2	議会の活動原則 第3条第4項	B	・これまでも開かれた議会運営は努力して取り組んできたが、「多様な」市民参加については更に取り組むを進める必要がある。		
3	議会の活動原則 第3条第5項	B	・市民が議会の活動を知るための環境は十分整えられてきたが、更に分かりやすい議会運営となるよう努めていく。	◎	「更に分かりやすい」とはどのようなことなのか、誰を対象とするのか（子ども、高齢者など）という指針を明確にすべきではないかという意見があり、次期申し送りとした。
4	議員の活動原則 第4条第3項	B	・条例の遵守は行われたが、言動や服装など、市民の代表者としてふさわしい品位について、他市の規則や申し合わせについて調査し改善する必要がある。	◎	この点について次期申し送り事項とする。

No.	条項・項目	評価	コメント	申し送り	対応等
5	議員の活動原則 第4条第4項	B	<ul style="list-style-type: none"> 一つの事例として、また参考に地域課題や特定団体の抱える課題について取り上げることはあるが、提言・提案等においては市全体（市民全体）のこととして整理するよう注意している。 現在の条文には「市民全体の福祉の向上を目指して」とあるが、活動の目標は、市民の福祉の向上だけではなく「市の発展」もあるため、条文の改正が必要ではないかという意見があった。 	◎	今回条例改正はしないが、条例改正の要・不要は次期申し送り事項とした。
6	情報共有と市民意見の把握 第5条第1項	B	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信のツールについて、ICT推進プロジェクトチームを中心に発信数の増・鮮度感ある投稿、発信の媒体の系統について継続的な研究が必要。 発信してもそれを受けてもらわなければ効果は出ない。「どうやって市民に届けるか」「興味を持っていただくか」という視点を大切にしつつも、ツールに振り回されないように取り組む必要がある。 子ども、障がい者、高齢者などで市政に関する情報を得にくい人々に対して、更に工夫が必要ではないか。HPのキッズページを充実させる、年に何回かは市議会だよりの「わかりやすい版」を作るといった試みを検討する必要がある。 		
7	情報共有と市民意見の把握 第5条第3項	B	<ul style="list-style-type: none"> 直接的なアンケートは実施していないが、インターネットによるアンケートの実施・活用について、ICT化推進プロジェクトチームで実施に向けて検討中である。 		
8	情報共有と市民意見の把握 第5条第4項	B	<ul style="list-style-type: none"> 意識しないと意見を反映できないような人たちの意見も、積極的かつ丁寧に拾っていく努力をしていく。 		

No.	条項・項目	評価	コメント	申し送り	対応等
9	広報活動の充実 第7条	B	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を充実させる取り組みの姿勢は十分であるが、SNSの鮮度や媒体については、研究を続けていく。 ・子ども・障がい者向けの対策のほか、市民が資料にアクセスしやすいような働きかけも必要。 		
10	決算・予算の連動 第9条第3項	B	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも市側には、議会の評価に対して真摯に対応して頂いているが、指摘内容が予算に十分反映されたかという点においては、疑問が残る部分もあり、予算決算特別委員会理事会において、一部の委員から「再評価も必要ではないか」という意見も出ている。 		
11	議員の質問・質疑 及び市長等の反問 第12条第3項	C	<p>【文書質問について】 ※条例改正または実施基準等を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会でも協議されたとおり、<u>具体的な実施手法等について検討する必要がある。</u> 	◎	今期の議運で一定の方向性を整理し、必要に応じて次期へ申し送りとする。
12	議員の質問・質疑 及び市長等の反問 第12条第5項	B	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑は出来ているが、議案等についての論点を整理し、審査・審議を深める立場で更に努力を続ける必要がある。 		
13	討議の原則 第13条第2項	A	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等でかなり意見交換ができていると思うが、今後も常に議論することを意識し、努力を続けていく必要がある。 		
14	調査・政策立案 第14条第1項	B	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の例のとおり、必要に応じて予算を確保し、実施できる。 ・「必要に応じて活用しなければならない」という文言は訂正する必要があるのではないかという意見があった。 	◎	他の件について条例改正が必要になった時に、合わせて検討することとした。

No.	条項・項目	評価	コメント	申し送り	対応等
15	議長及び副議長 第16条第2項	A	・一部委員より、委員会に議長が所属し報告することについて、見え方として中立性に疑問を持たれる場合もあるという意見があった。		
16	政務活動費 第19条	B	・他市の事例も参考にしながら、政務活動費の情報公開の仕方をさらに研究していく必要がある。		・政務活動費については、代表者会議において協議を進めている。
17	議会事務局 第20条関係	A	・政策立案、調査活動を行う各常任委員会の所管事務調査等において補佐を担っている。 ・今後、情報収集と調査活動について、さらに力が入られるような体制も検討すべきという意見があった。		
18	議会図書室 第21条関係	B	・現在のルールの上で、議会図書室としては適正に管理しているが、活用が少ない課題もある		・議会図書室の活用については、本庁舎建替の中で行政資料室との一体化等の検討を行っている。
19	議員定数 第22条	A	・条例通りの定数で問題なく運営できた。 ・現状の議員定数がふさわしいか、今後検討していくべきではないかという意見もある一方、多様性を失わないためにも慎重にという意見もあった。		
20	議員報酬 第23条第2項	B	・報酬等審議会に諮ってはいるが、その意見を議会が否決していることに関して、報酬等審議会の存在意義が問われるのではないかという意見があった。		
21	他の条例等との関係 第24条	A	・新人議員研修などで、定期的に議会基本条例を学ぶ時間を十分にとる必要があるという意見があった。		
22	条例の見直し等 第25条第1項	A	・見直しの前提として、まず市民の認知度を高めたい。そのための議会側の努力を続けていく必要がある。		

令和3年度～令和6年度を1サイクルとする議会基本条例検証スケジュール

	議会事務局	議会運営委員会	各会派	
令和2年	検証結果報告書を市民に公表			
令和3年	条例・要綱の改正	「検証結果への対応」を協議		
令和4年	申し送り事項の整理	「検証方法の検討」を協議	各会派持ち帰り	
令和5年		「検証方法の確定・予算化」を協議	各会派持ち帰り	
令和6年	5月	5/30 条例検証を行うことを決定 検証方法・スケジュール・ 評価シート様式の確認	【各会派持ち帰り①】 評価シート様式の入力 ①「具体的な取り組み状況及び 成果」の加筆 ②各取り組み達成状況をA～Dの 4段階で評価し、コメントを記載	
	6月			
	7月			
	8月	【評価シート回答】 各会派の意見を集約し、とりま とめの資料を作成	8/29 各会派の意見を共有	【各会派持ち帰り②】 最終的に検証結果を市民に示すこ とから、1取組の評価については議 会として統一見解にするべく、各会 派で意見整理
	9月			
	10月	【各条項の評価】 次回議運に向けて資料化 ・1取組の評価は統一にするが、必 要なコメントは残す ・次期議運への申し送りも視野に入 れつつ、これまでの協議における評 価や交渉会派が整理した意見を集約	10/2 各会派の評価について意見交換 11/5、11/8 意見交換の内容を踏まえ、次回議 運に向けて整理（交渉会派）	
	11月	11/28 評価シート（案）を全会派に送付 ⇒追加の意見があれば、この段階で 不切（ひとり会派含む全会派）	11/28 委員長から意見統一の進捗報告 ⇒交渉会派で協議した経過と評価 シート（案）の報告	
	12月		12/19 各条項の評価統一を協議・確認 ⇒議会運営委員会の評価の確認 ⇒確認を経て、今後「検証結果 報告書」の形として整理	12/9不切 追加の意見があれば、事務局へ回 答 （ひとり会派含む全会派）
令和7年	1月	【最終調整】 ①「検証結果報告書」を公表できる 形に整理。 ②次期申し送り事項の整理 （検討事項、検討手法の見直し等）		
	2月		2/21 次期申し送り事項の確認	
	3月	検証結果報告書を市民に公表 次期申し送り事項の確定	3/26 次期申し送り事項の最終確認	